

平成29年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要

公正取引委員会

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成29年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1 平成29年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成30年2月9日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を締結した。

2 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の調達、自動車の購入及び賃貸借、船舶の調達、省エネルギー改修事業（ESCO 事業）、建築物の設計並びに産業廃棄物の処理に係る契約のうち、自動車3台の購入に係る契約について、環境配慮契約を締結した。

なお、電気の調達、船舶の調達、省エネルギー改修事業（ESCO 事業）、建築物の設計及び産業廃棄物の処理に係る契約については、該当する案件がなかった。